

第3期特定健康診査等実施計画

酒フーズ健康保険組合

背景及び趣旨

我が国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、医療保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定保健指導)を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項を定めるものであり、法第19条により第3期からは6年ごとに、6年一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

酒フーズ健康保険組合の現状

当健康保険組合は、全国に所在する次の各号に掲げる業種の事業所が加入している健康保険組合である。

- (1) 酒類・醤油の卸売及び製造を業とする事業所
- (2) 調味料・食用油脂及び嗜好飲料・清涼飲料の製造卸売を業とする事業所
- (3) (1)又は(2)の関連容器具の回収、販売を業とする事業所
- (4) 組合の設立事業所との間で、証券取引法の規定に基づき定められている財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する「親会社」、「子会社」又は「関連会社」と同様な関係にある事業所

加入者の被保険者及び被扶養者は、東京・神奈川・埼玉・千葉を中心に全国47都道府県に点在している。

なお、平成30年度予算基礎数値は、次のとおりである。

- ・ 被保険者数 51,450名 (男35,212名・女16,238名)
- ・ 事業所数 481 (1事業所当り被保険者数107名)
- ・ 平均年齢 41.5歳 (男42.2歳・女39.6歳)
- ・ 被扶養者数 37,889名 (男12,723名・女25,166名) 扶養率0.74
- ・ 40歳以上の被保険者数 28,435名 (男20,483名・女7,952名)
- ・ 40歳以上の被扶養者数 9,721名 (男162名・女9,559名)

当健保組合の健康管理センターでは、人間ドック・二次検査及び保健師・管理栄養士による事業所訪問等による保健指導を行っている。

- ・ 健康管理センター所在地は、酒フーズ健康保険組合と同じ。
- ・ 職員は、医師・保健師・看護師・管理栄養士・X線技師等で常勤で8名
非常勤医師3名(事務職を除く)
- ・ 契約している医療機関は、全国で約200医療機関
- ・ 28年度の実績数は、人間ドック7,120名(センタードック858名・補助金1,859名含)
生活習慣病予防健診は、42,905名(婦人科健診8,959名・補助金6,089名含)
事業所巡回の保健指導者数は、6,446名(特定保健指導1,245名含)

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

また、特定保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して体の変化に気づき、自らの生活習慣を改善するための行動目標を設定するとともに、自らが実践できるよう支援し、それにより健康に関する自己管理ができ対象者が健康的な生活を維持できるよう支援することである。

2. 特定健康診査等の実施に係る留意事項

当健保組合が主体となって特定健診を行いそのデータを管理する。

3. 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来とおり、当健保組合が主体となって行う。(委託を含む)

事業者が健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業者から受領する。

目標達成

1. 特定健康診査の実施に係る目標(全国目標70.0%)

平成35年度における特定健康診査の実施率は、保険者種別ごとの目標に設定し85.0%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率

項目 \ 年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	種別ごとの目標
被保険者	90.5 %	91.0 %	91.5 %	92.0 %	92.5 %	93.0 %	
被扶養者	40.0 %	44.0 %	48.0 %	52.0 %	56.0 %	61.7 %	
被保険者 + 被扶養者	77.6 %	79.0 %	80.4 %	81.8 %	83.2 %	85.0 %	85.0 %

2. 特定保健指導の実施に係る目標(全国目標45.0%)

平成35年度における特定保健指導の実施率は、保険者種別ごとの目標に設定し30.0%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率 (被保険者 + 被扶養者)

項目 \ 年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	種別ごとの目標
40歳以上対象者数	29,582 人	30,112 人	30,642 人	31,172 人	31,702 人	32,397 人	
特定保健指導対象者数 (推計)	5,600 人	5,700 人	5,800 人	5,900 人	6,000 人	6,100 人	
実施率	11.0 %	13.0 %	14.0 %	17.0 %	21.0 %	30.0 %	30.0 %
実施者数	616 人	741 人	812 人	1,003 人	1,260 人	1,830 人	

東京及び近隣地域については原則当組合の健康管理センターで行う。

その他遠隔地の者については保健指導を委託する。

3. 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成35年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%とする。(全国目標のみ)

特定健康診査等の対象者数

1. 対象者数

特定健康診査

被保険者

(平成30年度予算数値)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	28,400 人					
目標実施率	90.5 %	91.0 %	91.5 %	92.0 %	92.5 %	93.0 %
目標実施者数	25,702 人	25,844 人	25,986 人	26,128 人	26,270 人	26,412 人

被扶養者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	9,700 人					
目標実施率	40.0 %	44.0 %	48.0 %	52.0 %	56.0 %	61.7 %
目標実施者数	3,880 人	4,268 人	4,656 人	5,044 人	5,432 人	5,985 人

被保険者 + 被扶養者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	38,100 人					
目標実施率	77.6 %	79.0 %	80.4 %	81.8 %	83.2 %	85.0 %
目標実施者数	29,582 人	30,112 人	30,642 人	31,172 人	31,702 人	32,397 人

特定保健指導の対象者数
被保険者 + 被扶養者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
目標実施者数	29,582 人	30,112 人	30,642 人	31,172 人	31,702 人	32,397 人
動機付け支援対象者	2,100 人	2,150 人	2,200 人	2,250 人	2,300 人	2,350 人
実施率	11.0 %	13.0 %	14.0 %	17.0 %	21.0 %	30.0 %
実施者数	231 人	280 人	308 人	383 人	483 人	705 人
積極的支援対象者	3,500 人	3,550 人	3,600 人	3,650 人	3,700 人	3,750 人
実施率	11.0 %	13.0 %	14.0 %	17.0 %	21.0 %	30.0 %
実施者数	385 人	462 人	504 人	621 人	777 人	1,125 人
保健指導対象者計	5,600 人	5,700 人	5,800 人	5,900 人	6,000 人	6,100 人
実施率	11.0 %	13.0 %	14.0 %	17.0 %	21.0 %	30.0 %
実施者数	616 人	741 人	812 人	1,003 人	1,260 人	1,830 人

特定健康診査等の実施方法

1. 実施場所

特定健診は、契約医療機関等及び委託している健診機関による巡回健診により行う。

特定保健指導は、近隣の被保険者及び被扶養者が集中している地区については、健康管理センター内又は巡回により行う。

遠隔地の被保険者及び被扶養者の特定保健指導については、保健指導を行える事業者に委託する。

2. 実施項目

実施項目は、「厚生労働省より示された標準的な健診・保健指導プログラム」に記載されている健診項目とする。

なお、被保険者の健診項目については、当組合独自の健診項目を追加する。

3. 実施時期

実施時期は、通年とする。

4. 委託の有無

特定健診

被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合など受診が困難である場合は、健保連並びに(財)東京都総合組合保健施設振興協会(東振協)契約健診機関等を通じて健診機関の全国組織との集合契約を結び、全国での受診が可能となるよう措置する。

特定保健指導

被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合など受診が困難である場合は、厚生労働省より示された標準的な健診・保健指導プログラムの考え方にに基づきアウトソーシングする。また、健保連並びに東振協を通じて健診機関の全国組織との集合契約を結び、全国で保健指導の利用が可能となるよう措置する。

5. 特定健診の受診方法

原則、被保険者の特定健診は、契約医療機関等及び委託している健診機関の巡回により実施する。

被扶養者については、集合契約している健診機関から選択し、受診する。その場合の受診券を当組合より対象者に送付する。

当該被扶養者は、受診券を健診機関等に被保険者証とともに提出して特定健診を受診する。

(当組合契約医療機関以外で健診を実施した場合は、領収書、健診結果を提出したうえで、当組合の規定に基づき補助金を受けることができます。)

6. 周知・案内方法

周知は、当健保組合機関紙等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

7. 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から直接もしくは代行機関を通じ電子データで受領し、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め5年とする。

8. 特定保健指導対象者の選出及び実施方法

特定保健指導対象者の選出については、40歳代50歳代を優先して選出する。

特定保健指導の被保険者の実施については、事業所が実施に理解と協力えを得られるところについては、当組合自ら実施するものとする。それ以外の被保険者・被扶養者については希望する者を事業者に委託し実施する。

個人情報保護

当健保組合は、酒フーズ健康保険組合個人情報保護関連規程を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事(事務長)とする。またデータの利用者は当組合健康管理センターの職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所にパンフレットを送付するとともに機関紙やホームページに掲載する。

特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年、組合会・理事会及び健康管理事業推進委員会において見直しを検討する。

また、平成32年に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には随時見直すこととする。

その他

当健保組合に所属する保健師・管理栄養士・看護師については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。